

官報 号外 令和二年二月二十七日

○第二百一回 衆議院會議録 第七号

令和二年二月二十七日(木曜日)

午後一時 本会議

午後二時三十二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

令和二年二月二十七日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

予算委員長棚橋泰文君解任決議案(安住淳君外五名提出)

法務大臣森まさこ君不信任決議案(安住淳君外五名提出)

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○福田達夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。予算委員長棚橋泰文君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 福田達夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○予算委員長棚橋泰文君解任決議案(安住淳君外五名提出)

○議長(大島理森君) 予算委員長棚橋泰文君解任決議案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 提出者の趣旨弁明を許します。本多平直君。

〔本号末尾に掲載〕

〔本多平直君登壇〕

○本多平直君 本多平直です。

ただいま議題となりました予算委員長棚橋泰文君解任決議案について、共同会派、立憲民主・国民党

令和二年二月二十七日 権利院議録第七号

予算委員長棚橋泰文君解任決議案

民・社保・無所属フオーラム及び日本共産党を代表して、その趣旨を御説明いたします。(拍手) まず、案文を朗読します。

本院は、予算委員長棚橋泰文君を解任する。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

まず、冒頭、新型コロナウイルス肺炎でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、また御家族の皆さんに心よりお悔やみを申し上げます。また、感染、発症されている皆様の一日も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

我々野党も、今後とも、さらなる感染拡大防止に向け、政府にも協力すべきは協力し、取り組んでまいります。

さて、今回、棚橋泰文委員長の解任決議の趣旨弁明をさせていただくこと、大変大変、普通、自分から仕事を求めない方なんですが、ぜひともやりたいと思つた仕事を与えていただきて、会派の役員の皆さんに心より感謝を申し上げます。

これまで、さまざまな場面で、我々野党は委員長の解任決議を提出してまいりました。中には、本意でなく強引な委員会運営をせざるを得なかつた、人柄的にはすぐれた委員長の解任決議を提出したことでもあつたかも知れません。そうした際の趣旨弁明には若干の心苦しさもあつたかとは思いますが、今回、私は、予算委員会の現場にいた人間として、どこにいらつしやるんでしょうかね、ああ、いらっしゃいますね、棚橋泰文委員長が予算委員長として全くふさわしくないことを心から確信し、思いを込めて趣旨弁明させていただきま

す。

○議長(大島理森君) 不規則発言には応えないので、やつてください。

○本多平直君(続) 大島議長の指示には私は従います。

大きく分けて五つの理由があります。しっかりと、委員長、お聞きください。

第一の解任理由は、与党寄りというよりも政府寄り、政府寄りというよりも総理寄りの全く不公正、不公平な委員会運営です。

私が最初にあなたのことを使だと思つたのは……(発言する者あり)光榮でございます。おまえが変だとのお言葉、しっかり受けとめて取り組んでまいります。

私が最初に棚橋委員長を変だと感じたのは、その異常なゆつくりとした話し方です。普通のスピードでお話しきるときもありますので、やむを得ない事情ではなくて、わざとやつてているところ思えません。私もいつもよりゆつくり読ませていただいているのは、自由民主党の皆さんにも棚橋ワールドを堪能していただきたいからであります。

閣僚に我々が質問した後も、遠くの座席に座つてゐる閣僚でも、その着席を一々待つてから次の指名に入る。こんなおかしな運営をした委員長を私は見たことがありません。

なぜこんなおかしな運営をしているのか。いろいろ考えるに、理由は一つであります。今国会は、まさに、桜を見る会をめぐる安倍総理自身の公職選挙法違反、政治資金規正法違反などが疑われ、当然、これらの問題については、他のどの大臣でもありません、安倍総理しか答弁ができません。厳しい野党の追及にさらされる安倍総理の時間を一分でも一秒でも短くしようという魂胆だと思います。

しかし、単に問題はゆつくり読んでいるとか着席まで待つとか、そんな話ではありません。我々野党議員が魂を込めて準備をした質問の時間をこ

官 報 (号 外)

出し、全面開示するには、政権がかわるしかありません。法解釈の適正化、責任ある者の処分、犯罪容疑者の適正な訴追、全ては健全な政権交代によってしか実現されないのであります。

この政権の無謀 横暴を正す使命と責任は 改めて、我々野党にある、今、その重い責任を自覚し、国家国民のためにみずからを高め続けてまいりたいと思います。

改めて、その任に値しない森法務大臣の許すべからざる数々の責任論、同時に、我々野党が共存すべき強い責任感、使命感を、場内に広く、強く訴えかけて、本決議案への賛成討論といったしますす。

定年の年齢も異なります。検事総長は六十五歳、その他の検察官は六十三歳です。国家公務員とは異なります。厳格な議決を経なければやめさせることができないかわりに、定年延長がないとから、最初から定年年齢が異なっているのです。

この規定を、これまでの内閣は厳格に守ってきました。それが検察官への国民の信頼につながつたのです。今回のような、ある人物だけは定年延長が認められるようなことがあると、その検察官は、政府と関連があり、便宜を図るのでないかという疑惑が生じます。これから司法制度に対する信頼失墜にもつながってしまいます。

検察官に対する定年延長について、人事院の解

正念場です。

さらに、党として、国会運営にも問題提起してあります。民間に会議の自粛を呼びかけている政府が、国会開催を自粛しないままではいいのでしょうか。一時的に、臨機応変な国会運営も検討すべき局面にあるものと考えます。

さて、議題の理由に戻ります。

不信任案の理由となつていてる検事長定年延長は、説明責任を果たすということだけで済ませるものではありません。検察官への信頼を確保するためにも、早急に閣議決定を取り消して延長を取りやめるべきであるか、当人を説得して自主的に退職させ解釈変更を取り消すべきです。

ところが、森大臣は、黒川弘務東京高検検事長の定年延長を可能とするために、強引な解釈を行いました。断じて許されません。

そもそも、検察官は、公訴権を独占しており、時には総理大臣の訴追も行う、強大な権限と重い職責を負っております。こうした職責の特殊性があるからこそ、検察官には独立性が担保され、特別な身分保障が法律で定められています。定年制度は、まさにその根幹です。

重要なのは、この検察官の職責の特殊性が憲法に由来するということです。

戦前、治安維持法による弾圧、特高警察などによる人権侵害が相次ぎました。こうした人権侵害を二度と起こさないようにするために、最高法規

○議長(大島理森君) 串田誠一君。
〔串田誠一君登壇〕
○串田誠一君 日本維新の会・無所属の会の串田誠一です。
会派を代表して、ただいま議題となりました串田まさこ法務大臣に対する不信任決議案について討論いたします。(拍手)
今般問題となつてゐる検事長定年延長問題は、極めて理解しがたい解釈変更であると考えます。
検察庁法では、検事の免職については、検察官適格審査会の議決を経なければできないことになつています。検察官適格審査会の構成は、国国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員が務める 것입니다。これは、明らかに国家公務員の免職とは異なります。
なぜこのような厳格な制度になつてゐるのか。
それは、検事が総理大臣をも訴追することができないからです。時には内閣に対しして毅然とした態度をとらなければならぬからです。決してその地位が内閣によつて左右されることはならないからで

当初の立法過程とも異なるものであるなら、それを変えることは國民にも大いに關係します。しつかりと議論をし、検察庁法の改正を経てすべきです。それが、解釈変更で、さらには口頭で行つたというのですから、司法の公正を余りに軽視するものであります。

また、選択的夫婦別姓の予算委員会での答弁も、御自身が通称使用し、その別姓の不便さを十分承知していながら、十分な理由もつけずに憲法違反状態を続けています。さらには、子どもの権利条約を遵守しないで放置していることなどを考慮すれば、その責任は極めて重大であると言わざるを得ません。

しかしながら、現在の日本は、新型コロナウイルスで国家的な危機に面しています。感染を広げないために、入管法の適切な運用など、極めて法務大臣の任務が求められる局面です。

この国家的な危機に、法務大臣を解任し、空白をつくるべきでしょうか。これまでのコロナ対策に対する指揮命令を新たにやり直す時間があるあるので、異なってしました。たゞ検察官は國家公務員の定年延長が認められないのかは、以上の理由があるからです。

されど 不信任案を認めて政治的空白をつくるべきではありません。コロナ対策は、全てに優先されるほど重要な危機的事態です。しつかり対応してもらわなければなりません。感染を防げるかどうかの瀬戸際にある中で、政治的空白をつくり、国民の生命身体に対し危険を増大してはなりません。

以上により、日本維新の会は、森まさこ法務大臣に対する不信任決議案に反対いたします。

(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

(藤野保史君登壇)

○藤野保史君 私は、日本共産党を代表して、森まさこ法務大臣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任の理由の第一は、森大臣が、憲法に由来する検察官の職責の特殊性を無視して、検察庁法の解釈をねじ曲げたことです。

検察庁法は、定年について、検事総長は六十五歳、検察官は六十三歳と明確に定めています。検察官に定年延長制度の適用がないことは、一九四九年、一九八一年の二度にわたって立法府の意思が明確にされているのです。

である憲法に、諸外国の憲法に例を見ないほど詳細な、刑事手続における人権保障規定が置かれ、それを具体化するものとして、刑事訴訟法、検察官法が位置づけられているのです。

正念場です。

さらに、党として、国会運営にも問題提起してあります。民間に会議の自粛を呼びかけている政府が、国会開催を自粛しない今までいいのでしょうか。一時的に、臨機応変な国会運営も検討すべき局面にあるものと考えます。

さて、議題の理由に戻ります。

不信任案の理由となつてゐる検事長定年延長は、説明責任を果たすということだけで済ませられるものではありません。検察官への信頼を確保するためにも、早急に閣議決定を取り消して延長を取りやめるべきであるか、当人を説得して自主的に退職させ解釈変更を取り消すべきです。

されど、不信任案を認めて政治的空白をつくるべきではありません。コロナ対策は、全てに優先されるほど重要な危機的事態です。しっかりと対応してもらわなければなりません。感染を防げるかどうかの瀬戸際にある中で、政治的空白をつくり、国民の生命身体に対し危険を増大してはなりません。

以上により、日本維新の会は、森まさこ法務大臣に対する不信任決議案に反対いたします。

(拍手)

○議長(大島理森君) 藤野保史君。

○藤野保史君登壇

○藤野保史君
私は、日本共産党を代表して、森まさこ法務大臣不信任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

不信任の理由の第一は、森大臣が、憲法に由来する検察官の職責の特殊性を無視して、検察庁法の解釈をねじ曲げたことです。

検察庁法は、定年について、検事総長は六十五歳、検察官は六十三歳と明確に定めています。検察官に定年延長制度の適用がないことは、一九四九年、一九八一年の二度にわたつて立法府の意思が明確にされているのです。

の定年延長を可能とするために、強引な解釈を行いました。断じて許されません。

そもそも、検察官は、公訴権を独占しており、時には総理大臣の訴追も行う、強大な権限と重い職責を負っております。こうした職責の特殊性があるからこそ、検察官には独立性が担保され、特別な身分保障が法律で定められています。定年制度は、まさにその根幹です。

重要なのは、この検察官の職責の特殊性が憲法に由来するということです。

戦前、治安維持法による弾圧、特高警察などによる人権侵害が相次きました。こうした人権侵害を二度と起こさないようにするために、最高法規である憲法に、諸外国の憲法に例を見ないほど詳細な、刑事手続における人権保障規定が置かれ、それを具体化するものとして、刑事訴訟法、検察官法が位置づけられているのです。

ところが、驚くべきことに、法務省は、昨日提出した文書で、百三十年前、一八九〇年、大日本帝国憲法下で制定された裁判所構成法を持ち出して、今回の定年延長が正当化されると説明しています。しかし、戦前は、天皇のもとに司法権があり、そのもとに検察も置かれていました。三権分立は極めて不十分だったのです。

このときにつくられた法律を解釈変更の理由にするなど、二重三重に成り立ちません。法の支配権を担うべき法務大臣が、最高法規である憲法に基づく法解釈を否定する、こんなことは断じて認められません。

第二に、森大臣は、自分の答弁の誤りを認める質問に対して、定年延長制度は検察官に適用されないという一九八一年の国公法改正時の政府の明確な審議を踏みにじっています。

森大臣は二月十日の予算委員会で、山尾議員の

